

3 3級知的財産管理技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

知的財産管理の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度（知的財産管理に関する業務上の課題を発見し、大企業においては知的財産管理の技能及び知識を有する上司の指導の下で、又、中小・ベンチャー企業においては外部専門家等と連携して、その課題を解決することができる技能及びこれに関する初歩的な知識の程度）を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 保護（競争力のデザイン）</p> <p>1-1 ブランド保護</p> <p>1-2 技術保護</p> <p>1-3 コンテンツ保護</p> <p>1-4 デザイン保護</p> <p>2 活用</p> <p>2-1 契約</p> <p>2-2 エンフォースメント</p> <p>3 関係法規</p>	<p>ブランド保護に関し、初歩的な知識を有すること。</p> <p>I 国内特許権利化に関し、初歩的な知識を有すること。</p> <p>II 外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 (1) パリ条約を利用した外国出願手続 (2) 国際出願手続</p> <p>III 品種登録申請に関して初歩的な知識を有すること。</p> <p>コンテンツ保護に関し、初歩的な知識を有すること。</p> <p>デザイン保護に関し、初歩的な知識を有すること。</p> <p>契約に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 (1) 知的財産関連契約 (2) 著作権の権利処理</p> <p>エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 (1) 知的財産権侵害の判定 (2) 国内知的財産関連訴訟</p> <p>次に掲げる関係法規に関し、知的財産に関連する事項について初歩的な知識を有すること。 (1) 民法（特に契約関係法規） (2) 特許法 (3) 実用新案法 (4) 意匠法 (5) 商標法 (6) 不正競争防止法 (7) 独占禁止法 (8) 著作権法</p>

<p>実 技 試 験 管理業務</p> <p>1 保護（競争力のデザイン）</p> <p>1-1 ブランド保護</p> <p>1-2 技術保護</p> <p>1-3 コンテンツ保護</p> <p>1-4 デザイン保護</p> <p>2 活用</p> <p>2-1 契約</p> <p>2-2 エンフォースメント</p>	<p>(9) 種苗法</p> <p>(10) 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律</p> <p>(11) パリ条約</p> <p>(12) 特許協力条約</p> <p>(13) T R I P S 協定</p> <p>(14) マドリッド協定議定書</p> <p>(15) ハーグ協定</p> <p>(16) ベルヌ条約</p> <p>(17) 商標法に関するシンガポール条約</p> <p>(18) 特許法条約</p> <p>(19) 弁理士法</p> <p>ブランド保護に関し、業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。</p> <p>I 国内特許権利化に関し、業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。</p> <p>II 外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。</p> <p>(1) パリ条約を利用した外国出願手続</p> <p>(2) 国際出願手続</p> <p>III 品種登録申請に関し、業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。</p> <p>コンテンツ保護に関し、業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。</p> <p>デザイン保護に関し、業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。</p> <p>契約に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。</p> <p>(1) 知的財産関連契約</p> <p>(2) 著作権の権利処理</p> <p>エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。</p> <p>(1) 知的財産権侵害の判定</p> <p>(2) 国内知的財産関連訴訟（当事者系審決等取消訴訟を含む）</p>
---	---